

海上自衛隊訓令第49号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、自衛艦隊司令部等の編制等に関する訓令を次のように定める。

昭和36年9月1日

防衛庁長官 藤 枝 泉 介

自衛艦隊司令部等の編制に関する訓令

（自衛艦隊司令部等の編制）

第1条 自衛艦隊司令部、護衛艦隊司令部、航空集団司令部、潜水艦隊司令部、掃海隊群司令部及び教育航空集団司令部に、それぞれ所要の幕僚及び副官を置く。

2 幕僚は、幕僚長の命を受け、当該司令部の部務を分掌する。

3 副官は、それぞれ自衛艦隊司令官、護衛艦隊司令官、航空集団司令官、潜水艦隊司令官、掃海隊群司令又は教育航空集団司令官の庶務をつかさどる。

（護衛隊群司令部等の編制）

第2条 護衛隊群司令部、海上訓練指導隊群司令部、航空群司令部、潜水隊群司令部、情報業務群司令部、海洋業務群司令部、開発隊群司令部、教育航空群司令部、練習艦隊司令部及びシステム通信隊群司令部に、それぞれ所要の幕僚及び副官を置く。

2 幕僚のうち最上位にある者を首席幕僚とする。

3 首席幕僚は、それぞれ護衛隊群司令、海上訓練指導隊群司令、航空群司令、潜水隊群司令、情報業務群司令、海洋業務群司令、開発隊群司令、教育航空群司令、練習艦隊司令官又はシステム通信隊群司令（以下「護衛隊群司令等」という。）の命を受け、当該司令部の部務を整理する。

4 幕僚は、それぞれ護衛隊群司令等の命を受け、当該司令部の部務を分掌する。

5 副官は、護衛隊群司令等の庶務をつかさどる。

第3条 護衛隊群司令及び海上訓練指導隊群司令は護衛艦隊司令官の、航空群司令は航空集団司令官の、潜水隊群司令は潜水艦隊司令官の、掃海隊群司令、情報業務群司令、海洋業務群司令及び開発隊群司令は自衛艦隊司令官の、教育航空群司令は教育航空集団司令官の、システム通信隊群司令は防衛大臣の指揮監督を受け、それぞれ当該部隊の隊務を統括する。

（委任規定）

第4条 この訓令の定めるもののほか、自衛艦隊司令部、護衛艦隊司令部、航空集団司令部、潜水艦隊司令部、掃海隊群司令部、教育航空集団司令部、練習艦隊司令部、護衛隊群司令部、海上訓練指導隊群司令部、航空群司令部、潜水隊群司令

部、情報業務群司令部、海洋業務群司令部、開発隊群司令部、教育航空群司令部及びシステム通信隊群司令部の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附 則

1 この訓令は、昭和36年9月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる訓令は、廃止する。

(1) 自衛艦隊司令部の編制に関する訓令（昭和30年海上自衛隊訓令第11号）

(2) 護衛隊群等の編制に関する訓令（昭和30年海上自衛隊訓令第12号）

附 則（平成37年6月27日海上自衛隊訓令第12号）（抄）

1 この訓令は、昭和37年7月1日から施行する。

附 則（昭和40年3月20日海上自衛隊訓令第11号護衛隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第31条）

この訓令は、昭和40年3月25日から施行する。

附 則（昭和42年7月26日防衛庁訓令第14号自衛隊法の改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令第3条）

この訓令は、昭和42年7月28日から施行する。

附 則（昭和42年9月30日海上自衛隊訓令第6号基地隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第7条）

この訓令は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則（昭和43年3月14日海上自衛隊訓令第3号基地隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第6条）（抄）

この訓令は、昭和43年3月16日から施行する。

附 則（昭和44年3月7日海上自衛隊訓令第1号）

この訓令は、昭和44年3月15日から施行する。

附 則（昭和45年3月2日海上自衛隊訓令第5号）

この訓令は、昭和45年3月2日から施行する。

附 則（昭和46年3月23日海上自衛隊訓令第9号）

この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年6月28日海上自衛隊訓令第15号海上訓練指導隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第3条）（抄）

1 この訓令は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月13日海上自衛隊訓令第16号海上幕僚監部の内部組織に関する訓令等の一部を改正する訓令第2条）（抄）

この訓令は、昭和55年3月17日から施行する。

附 則（昭和56年2月3日海上自衛隊訓令第8号）

この訓令は、昭和56年2月10日から施行する。

附 則（平成9年1月17日防衛庁訓令第1号防衛庁設置法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係訓令の一部を改正する訓令第53条）

この訓令は、平成9年1月20日から施行する。

附 則（平成12年3月3日海上自衛隊訓令第4号）

この訓令は、平成12年3月13日から施行する。

附 則（平成14年3月20日海上自衛隊訓令第27号）

この訓令は、平成14年3月22日から施行する。

附 則（平成18年3月30日海上自衛隊訓令第25号）

この訓令は、平成18年4月3日から施行する。

附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号防衛省の省移行に伴う関係訓令の整備に関する訓令第79条）（抄）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。